

令和四年二月十日提出
質問第一二二号

国務大臣の定数に関する質問主意書

提出者 大西 健介

国務大臣の定数に関する質問主意書

内閣を構成する内閣総理大臣以外の国務大臣の定数は内閣法により規定されているが、復興庁、国際博覧会推進本部及び東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部が置かれている間は二十人以内とすることができるとなっている。

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置期限は、令和四年三月三十一日までとなっているため、四月以降、閣僚を減らす必要があるが、いつまでに、どのような手続きを経て行うこととなるか。政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。